

東京帝國大學經濟學會

經濟論叢

經濟論叢 每月一日發行
 第四十九卷第三號 昭和十四年十一月一日發行
 大正十四年六月二十一日 第三號發售處發行

第十四卷 第五號

昭和十四年十一月

論叢

勢力抽象の勞銀論……………文學博士 高田保馬
 世界經濟の本質……………經濟學博士 柴田敬

時論

支那の匯劃制度……………十龜盛次
 統制の進展と組合制度……………經濟學博士 蜷川虎三

研究

東洋に於ける資本主義精神の缺如……………經濟學士 島恭彦
 不完全競争と外國貿易……………經濟學士 岡倉伯士

說苑

貨幣と金……………經濟學士 中谷實
 リカアドウ貨幣理論の解釋に就いて……………經濟學士 有井治

附錄

彙報

外國雜誌論題

(禁轉載)

統制の進展と組合制度

蜷 川 虎 三

石油配給統制を繞つて産業組合漁業組合等の農漁業團體より強硬なる反對運動が起り、新配給機構の下に於ける配給機關の活動は當初に豫定されたやうには行かず、産業組合或は漁業組合等に就いては特例を設けて従來の配給ルートによらしむることゝなつて問題は少くとも組合側に於ては一應解決したやうである。併しこれで配給會社側が果して満足するかどうか、現に問題を生じてゐるやうに傳へられてゐる。今度はこれをどう解決するか、これによつて、いはゆる配給統制なるものゝ本體が明瞭にされるのではあるまいか。

元來、石油配給統制の目的とする所は、石油製品の需給圓滑並に價格の公正を期することに在るといはれてゐる。若し然りとすれば石油の消費者のために供給を確保しその需要を満足し得るやうに配給することこそ需給の圓滑でなければならぬ。従つて需給の圓滑は何處までも消費者本位で、配給業者の商賣のために配給を圓滑にするといふ目的に出發するものでないことは極めて明らかなことである。殊に今日に於ては軍事的に石油を確保せねばならぬ時でありまた軍需の旺盛なる時であるから、民需を節約制限し而も各種産業に於ける生産に障害を來たさしめざらんことを期するがゆゑに特に需給の圓滑が重要問題となるのである。

ゆゑに石油配給統制の第一義は、限りある石油の供給量に於て各種産業に於ける生産を確保するがために如何にすれば最も圓滑に配給し得るか、その機構を制定することに在る。而してこれがためには、先づ消費者が組織化されねばならぬ。消費者が分散してゐては、それが幾何の消費をなすものなりや、また生産の確保の見地より幾何の配給量を以て適當とするやこれを測り得ぬばかりでなく、配給された數量は個々に見れば實際に於て過不足を來たし而もその間に於て全然融通の道がないことゝなるであらう。この場合、從來のやり方で見ると、いはゆる「実績」が目安とされ、消費実績の何割を配給するといふ方法を探るのであるが、実績そのものが甚だ信頼性を缺くものであることは周知の事實である。併しまた、だからといつて頭から申告実績の二割或は三割を天引するといふことも何等根據のないことである。ゆゑに、実績はそれが正確であり信頼し得る限り配給量決定の材料であるから、これを正確にして信頼し得る一材料たらしむることが必要である。而してそれには同種業者を組織化しその團體に於て業者相互に実績を檢討せしめ責任ある申告をなさしむることが必要であり而もこれは不可能のことではない。

併し実績は配給量決定の一材料に過ぎぬ。寧ろ今後の生産計畫に於て幾何の資材を必要とするか、生産の豫定こそ資材の所要量を決定するものでなければならぬ。過去に於て如何なる消費量を示さうとも、それが今後に於ても必要でありまた適當であるといふことにはならない。従つて消費者團體をして生産計畫をたてしめ資材の所要數量を算定せしむるならば、これと実績との關係に於て所要配給量の決定は可能である。併し配給總量に限度のある限り、所要配給量をそのまま實際に配給することは困難であり、是に於て、生産確保の見地より配給量を

制限しなければならぬ。而してかくの如く制限せられたる配給量に於て資材が消費者の手に圓滑に渡り、また圓滑に渡ることが保證されるならば、消費者として文句がある筈はなく、また國全體としても生産を確保することが出来る。

配給統制の目的とする所は、かゝる意味に於ける需給の圓滑を圖ることに在る。従つてその統制の目的を達するためにはまたそれだけの統制方法を必要とする譯であるが、問題となつた石油配給統制に於て果してそれだけの用意があつたであらうか。勿論石油需要者たる消費者の組織化が何處まで可能であるか問題であるが、少くとも配給統制を必要とする限りに於て、その目的を達し得る程度には是非ともこれを行はねばならぬ。また消費者側に於ても、今日の統制段階に於て、強制されるまでもなく、よく統制の線に沿ひ得るやうな姿勢をとることが必要であることは言を俟たぬ。

然らば、消費者側に於て統制の線に沿ひ得るやうな姿勢とは如何なる姿勢であるか。これに就いては各個の統制により問題を異にすると思はれるが、少くとも中小生産者或は弱小生産者に關する限りに於て一般的共通的なものは協同組合的組織をとることではなければならぬ。協同組合の本質は資本の攻勢に對する弱小生産者の防衛の組織たる點に在るが、統制段階に於ては、資本の攻勢は一層大となるを以て、弱小生産者が自己の經濟及び生活を確保しようとする限り、また國家がこれを維持しいはゆる中小産業の振興を圖らんとする限り、かゝる組織とその強化とは極めて重要である。而も協同組合は一方に於て弱小生産者の自主的な組織であると共に他方に於て國家の保護指導の下に於てのみ機能し得る力を與へられるのであるから、¹⁾國家が統制を行ふ場合よく統制に協

1) 拙稿「組合統制と産業組合の問題」第二回産業組合問題研究會報告書(昭和十一年)

力し得る組織を具へてゐるものと見なければならぬ。

今日行はれてゐる産業組合或は漁業組合を初めとして各種の組合は必ずしも協同組合として十分なものではなく、寧ろ甚だ不十分不徹底なものではあるが、少くとも或程度の協同組合的性質を賦與され、中小産業並にそれらの業者の保護發達のために設けられたものである限り、今日の時局下に於ては、かゝる組合の發達と充實を圖るることによつてよく産業の發展を期すると共に統制を容易且つ合理的に徹底せしむる機構機關として活用するが至當である。而も産業組合或は漁業組合の如きは特に昭和八年以來これが農漁村に於ける經濟更生の中樞機關として擴充發展を圖り來つたもので、假令今日それが必ずしも意圖されたやうには行つてゐないにしても、今日の農漁村の經濟及び生活の中心となり、また中心とならうとして現に活動してゐるのである。而も今日までの農漁村の對策がかゝる方向に進められて來たことは何人も認める所であらう。若し然りとすれば、統制が農漁村に係する限り、殊に農漁村がその消費者として現れる資材の統制に關する限り、産業組合或は漁業組合を看過或は無視することを得ない筈である。寧ろこれによりこれを通じてのみ資材の配給統制は可能且つ容易となるであらう。

然るに今回の石油配給統制に於ては、この點が全く看過されてゐたやうに思はれる。従つて、(一)配給統制自体に於て果して何が目的とされてゐるのか明らかでない。需給の圓滑が謳はれてゐるが、先に述べたやうに、需給の圓滑を期するだけの手段がとられてゐないから、それだけとしてはその謳つてゐる通りには受取れない。勿論、公正なる價格を期する以上、價格の統制取締上販賣機構の改善及びその系統組織化は確かに適切な處置には違ひないが、併したゞそれだけのことで、かゝる販賣機構が生産確保の見地に於てよく消費者の需要を満足し得

るものであるかどうか、兩者の結びつきの地盤が與へられてゐない以上これを積極的に解する何等の根據もない。尤もこれが缺陷の補足としては、配給計畫が中央地方に設置される官民合同の石油配給委員會に諮問の上決定されることになつてゐるが、それらの委員は何を根據にして所要配給量を合理的に算定しまたこれを主張し得るか。若しこれが正當且つ合理的に行へないとすれば、かゝる委員會は販賣業者を優位に保たしむる機關にあらずんば、消費者側の各方面の勢力を代表するものに過ぎず、統制本來の目的とは遠いものとなるであらう。從來の各種委員會の例に見るも多くを期待することは出来ぬ。

また(二)從來農漁村に於て産業組合或は漁業組合を専ら流通部面に於て活動せしめこれを保護指導奨励し來つたのにも拘らず、石油の如き重要資材の配給に就いてその機能を活用しないとすると、果して今日までその發展を圖つて來た意義が何處に在るか。既に昭和七年に經濟更生計畫を問題にし始めた時に於て今日が豫想されなかつた譯ではなく、經濟更生が單なる農山漁村の救濟事業でない限り、寧ろ目的とする所は將來に對處するためであり、今日に備へたものに他ならぬ。若し然りとすれば、たゞそれだけから考へても産業組合や漁業組合はかゝる配給統制に於てこそその機能を發揮すべきではなからうか。それが看過輕視されるとすればそれだけの理由がなければならぬ。併しその理由は少しも明らかにされてゐない。寧ろ明らかにされた所は、石油配給統制の當初の計畫を改め農漁業團體の要求を容れざるを得なかつたといふ事實、換言すれば、この配給統制の計畫立案に於て現實の諸關係が十分に調査されず統制方法として合理的にして且つ效果的なものが得られず、従つて當局者としてもこれを強行するだけの自信がなかつたことは明瞭である。

從來の組合に關する政策を見ても、また今回の問題の経緯を見ても察し得ることは、政府に於て産業組合或は漁業組合等の諸組合に就いて政策に於ける根本方針が確立されてゐないといふことである。周知の如く、産業組合、漁業組合、工業組合、商業組合、等々組合と名のつくものは十指に餘るところか四十近く存在し、その多くの場合は中小産業の保護振興等の目的を以て設置されてゐるが、その實情は必ずしも中小産業の生産的事情に即さず、不十分な機能を以て不徹底な活動をしてゐるものが少くない。然るにこれらを如何に指導し組合本來の使命を達成せしめるかに就いて何等根本方針も見通しも與へられてゐない。従つて、組合自體の機能組織に就いても組合の經營に就いても力強い指導が實際に行はれてゐない。

その證據には、中小産業調査會なる委員會が設けられ、事新しく「中小産業の保持振興の方策如何」といふやうな問題を取上げてゐることからでも察せられる。昭和五年の世界恐慌による中小産業の窮乏逼迫に就いて、結局は組合制度を確立しこれの適切なる運営によつてその更生振興を圖るより道なしとされて種々の組合が制定され或は改善され、寧ろ半強制的に設置されるといふやうなものさへあつた。従つて中小産業に就いて今日なほ保持振興が問題になるとすれば、先づ從來の政策こそ検討批判されるべきである。若し從來の政策が誤つてゐたのであれば出直すより仕方がない。若し從來の政策の見通しに於て誤なく、たゞそれが不十分不徹底だといふならこれを改善し早急にその實現を圖るべきである。今更委員會だ何んだといふ問題ではなく、寧ろ實情の調査検討の問題である。かくの如く、政策として樹立實行してゐながら、この組合制度を忘れてゐる始末であるから、今回の配給統制に於て産業組合や漁業組合が看過されるのもまた無理なき次第である。

併し問題はたゞこれだけで済むものではない。今後統制は益々強化されねばならぬ情勢に在り、従つて配給統制も重要資材の全面に及ぶものと考へなければならぬ。然るに今回の如くいはゆる摩擦と問題とを起してゐたのでは國策遂行上大なる障害であり、農漁村の蒙る迷惑も決して少くはない。そしてその結果は農業漁業に於ける生産の保持發展を阻害し農漁村民の生活の不安定をも招來することとなるであらう。ゆゑに今日に於て必要なことは、國策としての産業政策を確立し、その産業政策の一部として農林漁業政策を樹立遂行すべきである。若しこれが確立されてゐるならば、商工大臣が農林大臣を兼任しようとする農林大臣が設置されやうと、政策自體に變更が生ずる筈はなく、たゞ政治行政上の便不便の問題に過ぎない。而してその便不便は客觀的情勢の推移により決せられることである。従つて、かゝる根本策の定まる限りに於てはいはゆる商工農林の摩擦とか繩張りとかいふやうなものを生ずる筈はないであらう。今日種々の問題が喧傳されるのは勿論風説にとゞまるものもあるであらうが、要するに、農林はたゞ農林だけの立場に於て、商工はたゞ商工の立場に於て主張するにとゞまり、産業政策に於ける國策が確立されてゐないからこれを檢討批判する基準がなく、切角兩者の眞鍮なる主張も單なる摩擦とか繩張りとか面白からぬ形にされ、而も問題の發展の阻害をなすに至るのである。組合に關する問題も、結局はかゝる産業政策の國策としての確立せざることに根本の原因をもつものといはなければならぬ。

殊に最近に於てはいはゆる反産運動が再燃し來り、一部では産業組合に對しその機能の制限などに就き提案があり、また産業組合の課税問題も起つて來たやうである。かゝる主張や提案に就いて全面的に否定しようとは思はないが、寧ろ産業組合に於ける矛盾や缺陷を衝いてゐる點も少くないと思ふが、併し産業組合を骨抜きにし或

はその活動を押へたところで、一部の商人の利益を擁護する以外何等の積極的な意義はないであらう。勿論、農山漁村の經濟及び生活はこの時局下に於てかくあらしめなければならぬ、従つて産業組合を改善してかくの如くせよといふなら話は分るし、またかくる積極的な提案をもつた批判は重要である。併したゞ産業組合を攻撃するための攻撃であるなら極めて利己的な利益擁護としか見られないであらう。従つて反産論者と同一の論理を以て反産論の反對がなし得る筈である。かくの如きは一億一心以て長期建設に當らねばならぬ際に一部なりと雖も國民の執るべき態度ではない。たゞこゝに爲政者として注意すべきは、反産論を生ぜしむるが如き隙を政策の中に存するその缺點である。一方に於て産業組合政策が確立せず斷乎として行はれないからこそ反産論や反産運動の意義があるのである。また他方に於て、反産運動の如き敵本主義的な運動をなさざるを得ないやうな事情が存在することも認めなければならぬから、産業政策に於て産業組合を助長する必要があるれば、それと同じ意味に於てかくる事情の解消に向つて方策を講ずる必要のあることは論を俟たぬ所である。

二

然らば、この時局下に於て、統制の進行進展と共に従來の産業組合その他の組合制度は果して如何なる存在の意義をもつであらうか、またそれは如何なる役割をはたすべきであらうか、これを明らかにすることによつて、以上に掲げた諸問題に關する私見を述べて見たいと思ふ。

なければならぬかといふ點に就いても多く言ふ必要はないであらう。たゞ今日の問題として經濟統制の直接の目的とされるものが日支事變を賄ひ且つ日滿支一體經濟を地盤にして東亞防衛體制確立をするために日本經濟を如何に運営し如何に再建するかに在ることを注意しなければならぬ¹⁾。従つて必要に應じ經濟の各面に種々なる形に於ける統制が行はれるにしても、それらは何れもかゝる目的の下に於ける手段であるから、常に經濟統制の目的と離れ或は矛盾するものであつてはならぬ。例へば今日の時局を賄つてゆくために財政の膨脹は必至であり、而もそれが専ら公債によつて賄はれざるを得ないのであるが、その結果としてインフレの進行もまた不可避である。たゞこれを悪性化せしめざるためには一方に於て増大する購買力を抑へ、他方に於て騰貴して止まぬ實勢をもつ物價を制壓するより他に道はない。併し物價の抑制は個々の商品の價格を抑へる他に手はないが、これを抑へ得る限度があり、また抑へるに道がある。若しその限度を超え或は道を誤るならば、假令價格は抑制し得ても生産は衰へ流通は停り經濟は動かぬことゝなつて經濟統制が本來目的とし意圖したところは實現し得ないことゝなるであらう。勿論、この場合國家の權力を以て或程度目的を達し得るであらうが、併し經濟そのものは決して永續し得ないから、かゝる方法は實際問題として採り得ないしまた採らない。經濟統制は確かに國家がその權力に於て國家の全體的目的を實現するために直接に經濟關係を支配することをいふのであるが、その企圖する所は經濟をその目的に向つて動かすことに在つて經濟を破壊し經濟を不隨にすることではないから、如何に價格の抑制を必要とするからといつて、單に價格それ自體に關する操作を内容とする統制のみを強行し得るものではなく、經濟統制の目的より見て價格統制の手段方法を講すべきである。

1) 拙稿「日本經濟再建論」東亞解放昭和十四年十月號

従つて經濟統制を行ふに當つては、その目的に就いて經濟の全面に亙りこれを満足すべき計畫をたて、かゝる計畫を遂行するために如何なる統制方法を採用すべきかを研究しなければならぬ。勿論そのためには現實の經濟諸關係が如何に在り、その計畫を實現するために如何なる問題を生じ得べきかを調査されなければならぬ。ゆゑに統制目的に於ける計畫と調査とは統制方法の確定のためには絶對的な必須條件である。

而して、かゝる意味に於ける計畫は、今日の經濟戰下に於て絶對的で、如何にしてもこれを實現すべく強行せねばならぬ性質のものである。併しその實現が決して容易でないことは今日の經濟機構より明瞭なことで、經濟は經濟としての動きをもつてをり國家にその主動力が在る譯ではないからである。従つてこの經濟機構に於ける現實態を調査し、國民經濟力を高め國民經濟の發展を阻害せず國民生活の安定を妨げざる範圍に於てその計畫を實現し得る適切にして效果的なる方策を講じこれを國家の權力を以て遂行しなければならぬ。これが即ち經濟統制である。

勿論、この場合に於て、從來享受し得た利益を放棄しなければならぬ者が生じてくる。またこれによつて更に利益を受ける者も出來てくるであらうが、かゝる個人的な利益不利益は國家の使命を遂行するためには止むを得ない。若しこれを一々考慮してゐては經濟統制の如きは行へるものではなく、國家は従つてその使命を遂行し得ないことゝなるであらう。尤も國家としては、全然これを無視するものではなく、社會政策を強化し、統制による被害を緩和し社會的不均衡を是正するが、國民の側に於ても、經濟統制の性質を理解しその經營に於ても生活に於てもこれに適應し得る姿勢をとることが重要であることはいふまでもない所である。かゝる姿勢をとること

なく徒らに統制を呪ひ陰に陽に統制に反対するが如きはまさに時局を認識せざる者であり、國策に協力せざる者であるといはれても仕方がない。

従つてそれだけに經濟統制に於ては、その計畫、調査並にこれに基づく統制方法の制定立案は慎重であり、合理的であり得るやうな仕方に行はれると共に、これが一般に首肯し得るものでなければならぬ。勿論、この非常時局下に於て一々その内容を明示し得るものではないから、またそれだけに手續に於て納得し得るものであり、慎重を期したものでなければならぬ。而もこれに對し反対があれば止むを得ないことで敢然押切るべきであり、摩擦も敢て恐るべきではない。蓋しかゝる反対や摩擦は既に調査に於て豫期された所であり、今日の經濟機構に於て統制を遂行する限り不可避のものだからである。併し統制方法そのものに現實に適せざる缺陷があり理論的に誤謬を含むことによつて生ずる反対や摩擦は統制自體に罪があるのであるから、かゝる統制を強行されては迷惑至極であり、また統制の目的を達し得るものでもない。統制を行ふに當り政府にこれだけの用意があつてこそ國民は滅私奉公の誠心を以て協力し得るのである。

經濟統制を遂行する場合、その推進力として國民精神總動員は重要であり、また經濟警察及び社會政策の徹底によりその遂行を護ることは必要であるが、經濟統制自體に於て不備缺陷があつては、これらの推進力は反つて矛盾と摩擦を激成する逆作用を起すこととなるであらう。この點に就いて、從來經濟統制自體に就いて深く問ふ所のなかつたことは寧ろ奇異に感ぜられる所である。而して今日統制に關し種々の問題を生ずるのはまさにかゝる點に在るのではあるまいか。こゝに各個の場合に就いて吟味してゐる餘裕はないが、先に掲げた石油配給統制

の如きはその好適なる一例であらう。

今後、時局の進展と共に統制の強化に赴くことは必至であるが、而してそれこそ時局を乗切る唯一の道であるが、政策をして眞に國家の目的を實現せしむるために、以上の諸點に就いて十分なる注意を拂ひ國民を納得せしむるに足る科學的にして合理的な態度と方法とを執ることが重要であらうと思ふ。然らざる限り行政機關相互の繩張り問題や、一度公表したものを訂正するなど甚だ自信のない結果を生じ國民も自ら信賴の念をもち得ぬことになり政策の遂行上多大の阻害となるであらう。

三

經濟統制は上述の如き意味に於て行はれ、また行はれねばならぬが、その結果は現實の經濟關係を變化し經營及び生活が從來の如くに行かぬことは明らかである。従つて國民がその經營を続け生活を保持しようとする限り、經濟統制の性質とその動向を察知しこれに適應せる姿勢をとることの重要なことは先に述べた通りである。併し、かゝる姿勢をとり易きものととり難きものとが國民の中に在ることを注意しなければならぬ。即ち統制に對する順應性の有無強弱がこれである。

統制に對する順應性の如何を産業に就いて見れば、統制の性質（統制の目的により具體的に規定される）により自ら異なるべきは當然であるが、一般に中小産業に於て最も弱く或はこれを排除することは極めて明瞭である。蓋し統制本來の性質として、經濟關係の如何を問はず兎に角國家の全體的目的を實現するために權力的に政策を遂行するのであるから、それが國民の如何なる部面に如何なる影響を及ぼすかは一應問ふ所でないからである。従つ

て、統制下に在つては、少くとも國家が力を加へぬ限り經濟的鬭争は激化し、經濟的な弱肉強食は免れない。是に於て資本の攻勢は一層大となり、また資本の間に於ても強弱の差異は大とならざるを得ない。併し、かうした傾向を國家がそのままに放任し得ぬこともまた明らかである。蓋しそれは一面に於て國民經濟の健全なる發達を阻害し、他面に於て國民生活を破壊に導くからである。

是に於て經濟統制に於ては、先に述べたやうに、單に計畫の遂行だけではなしに、現實の經濟諸關係の調査に基づき國家の目的を達成し而も國民が納得してよく協力し得るやうな統制方法をとる必要がある譯である。従つて統制に對し順應性を缺くかその弱きものに就いては國家の力によりこれを補強するか或は救済するかその何れかを施さねばならぬ。中小産業に就いてその保持振興が問題にされる今日の意義はまさにこゝになければならぬ。

併し、先にも述べたやうに、中小産業に就いて現在のところなほ保持振興の方策如何と方策が問題にされてゐるのであるから、經濟統制の遂行に當り、未だなほ中小産業の統制に對する順應性の補強策がとられてゐないと見なければならぬ。これは甚だ遺憾のことであり、經濟統制の眞の目的を達成する所以ではない。

この補強の問題に就いて私見を端的に述べれば、農山漁村に關する限り、いはゆる經濟更生の強化徹底であると思ふ。勿論、従來行はれ來つた農山漁村の經濟更生に就いては問題があり必ずしもこれに賛成する者ではないが、¹⁾經濟更生の眞意義はこれを必要とした事態より明らかである如く農山漁村に社會的經濟的耐抗力を賦與し農山漁村の經濟及び生活を健全に保持強化することに在つた。従つてそれは當面の困難より免れるといふことよりも今後に来るべき事態に處して農山漁村が自らを護ることに目標を置いたことは明らかである。

1) 拙稿「經濟更生論」經濟論叢昭和十一年三月號

ゆゑに今日に於てもかゝる意味に於ける經濟更生を徹底し強化する以外に農山漁村に對する方策はない筈である。然らば如何にして農山漁村に社會的經濟的抵抗力を賦與するかといふに、農山漁村に適應した協同組合を組織しこれを合理的に經營せしむることによりその目的を達するより他に道はないであらう。而して統制下に於けるこれら協同組合に統制に對する順應性をもち得るやうな機能を與ふるならば、統制の進展に對しよく農山漁村を維持することが出来る。

從來行はれ來つた經濟更生策が甚だ不徹底なものであつたとはいへ、少くとも農山漁村の經濟更生はその組織化計畫化でなければならぬことを諷ひ、そのためには經濟中樞機關を農山漁村に整備する必要がある、従つてこの機關として産業組合を當てこれを擴充するといふ方針を採つたことは當然である。蓋しその際、農山漁村に普及した普及性をもち得る協同組合的性質をもつものは産業組合を除いてはなかつたからである。併しこれを以てなほ經濟更生策の不徹底を唱へざるを得ないのは、(一)經濟更生それ自體の目標が明瞭に意識されてゐないこと、(二)その結果でもあるがその實際に行つた更生策なるものが單に形式を整へてゐるといふだけで實際には甚だ無力なものであつたこと、(三)産業組合を農山漁村の經濟の中樞機關としてとらざるを得なかつたとしても、それは農山漁村に適應せる協同組合を組織する一應の過程であり、産業組合自體に就いても改善し組織機能を擴充強化する必要があると共に、一般に組合(協同組合)制度を確立し、他方に資本の統制を行ふといふやうな諸政策に就いてこれを全然看過したこと、等を難ぜざるを得ないからである。

従つて今日統制下に於ける農山漁村を維持しこれに補強を加へようとすれば、右に述べた從來の經濟更生策に

於ける缺陷を是正し、眞の經濟更生を徹底強化すべきである。而してそれに就いて最も當面必要な問題は、組合制度確立に關する政策を確立することである。今日、産業組合に就いて種々の問題を生ずるのは、産業組合自体にも問題はあるが、組合制度に關する根本政策の確立なきため一方にはその恩恵に浴せざる他の中小生産者と摩擦を生じ他方では資本の反撃に會つてこゝに問題を生ずるのである。ゆゑに政策の實際問題としては(一)中小産業の保持並に統制に對する順應性の補強策として協同組合制度を採ることに就いて根本方針を定むること、(二)この根本方針の下に於て現行の産業組合、漁業組合、工業組合、商業組合、等の組織機能の改善を圖りその經營を合理的に行はしむること、(三)同時に各個の組合に於て自己批判と檢討を行ひ組合運動を徹底すること、また政府がこれを指導監督すること、(四)これらの組合方面の政策に對應して資本の統制を行ふこと(それは既に今日に於ては國家總動員法によりその基礎がある)、等であらう。

現在のところで、右のやうな協同組合としてその體を成してゐるものはたゞ産業組合だけで、漁業組合はなほ甚だ不完全であり、工業組合、商業組合に至つては必ずしも中小業者の協同組合を意圖したのではなく、工業小組合或は目下問題になつてゐる商業共同組合等により幾分その機能をもち得るかとも思はれるが、中小商工業者に就いては現行の制度は十分に研究されなければならぬ¹⁾。

産業組合に就いては、既に多くの議論があり、敢てこゝに論ずる必要もないが、その改善の方向としては農村協同組合に徹することであると思ふ。而してそれには、現下の農村經濟がよつて立つ所の農業の現實地盤に適應した組織機能が與へられなければならぬ。今日の如く専ら流通部面の機能よりなく而もそれが商人的に經營され

1) 工業組合、商業組合に就いては別の機會に述べる

たのでは、今日の農村の時局的役割をはたさしむるためにこれによつて農村を維持することは不可能であり、また商業者との摩擦も避け得ないであらう。この點に就いて制度的な改正も要するが、産業組合が現制度の下に於ても、その經營に於て改善の餘地が十分にあるものと考へられる。組合の指導の任にある諸機關の研究すべき點である。併しまた産業組合の活動を妨げてゐる事情として農業團體の過多とその對立とを考へねばならぬ。これらを整理することが必要であることは痛感されてゐる所であるが、組合制度が政策として根本的に確立されなければ到底具體化されないであらう。

漁業組合に就いては、漁村に於ける協同組合を目指して一應制度的には改善されたのであるが、その實際の運営は甚だしく期待と遠いものである。その原因は沿岸漁村の多くが窮乏してゐること、その結果としての漁村民の意識の甚だしく低いことにもよるが、漁業殊に沿岸漁業に關する政策が確立してをらず、漁業組合に對する指導方針の如きが全く無きも同様で、組合並に組合の系統組織の活動が極めて不十分なることに在る。而も組合の中央機關たる全國漁業組合聯合會は設立なほ日が淺く、中央機關としての組織力に不足してゐる上に、漁業組合運動の目標さへ定まつてをらず、また定めるために困難な事情に置かれてゐる。かゝる點に多くの問題があるが、また他方これを援け協力して組合の發展を圖るべき系統水産會が甚だ不活潑の状態に在つて、現在のところでは、これらの改善が寧ろ必要と考へられる。

併し沿岸漁業に關する限り、従つてまた漁村の經濟及び生活を保持せんとする限り、漁業組合の十分なる發達を圖るより他に道のないことは既に私の論じ盡したところであるが、中央に於ても地方に於ても、漁業そのもの

が農業程に理解せられず敢て顧みられぬことが組合の指導の怠られる原因の一つを成してゐるであらうと思はれる。この時局下に漸く水産物に對する注意が向けられて來たが、この際日本の漁業並に漁業者に就いて一般の關心が深められ漁業組合に對する世論による指導を望みたい。

上述の如く、産業組合にしても漁業組合にしても、制度的にまた經營上幾多の問題をもつてゐるが、併し兎に角農村協同組合或は漁村協同組合として機能し得る制度的存在であり、而もかゝる制度とその擴充強化が統制下の中小産業のため必要不可欠のものである限り、その發達を助長すべきは當然である。而してまたかゝる組合が假令缺陷はあれ現在農漁村の經濟の中樞機關として置かれ且つ活動してゐる限り、統制の遂行に當りこれを活用すべきであり、また活用することによつてこれらの組合の發達を圖り、中小産業の保持振興に資すると共に統制強化の地盤を築くべきである。今後農漁村用資材の統制は全面的に行はれるであらうが、そのために農林漁業に於ける生産力を低下せしむることは許されない。従つて統制を圓滑に遂行しその目的を達するためには組合制度の確立を措いては他に方策はないであらう。

石油配給統制を繞つて偶々産業組合や漁業組合の要望が強く現れたが、それは單に石油の配給のみに關する問題ではなく、組合制度そのものに内在する問題である。而してまた經濟統制自體に含まれる問題でもある。これを機會に單なる産業組合或は漁業組合のみの問題としてではなく、また表面的に農林と商工の問題として見ることなく、高い立場から問題を検討し正しい方向の示されんことを望みたい。